世田谷区立
ファミリー農園
利用者応募ガイドブック



世田谷区立ファミリー農園は、いずれも住宅地内にあり、近隣の方々のご理解や土地所有者のご協力のもとに運営しております。

ファミリー農園を楽しくご利用いただくため、ご応募いただく前に本ガイドブックをご一読いただき、事前にファミリー農園についてご確認をお願いいたします。

1. 世田谷区立ファミリー農園（区民農園）とは

野菜や花を育てることは、土にふれながら自然を身近に感じ、「食」や「農業」への理解を深める貴重な体験です。また、体を動かしながら心もリフレッシュでき、日々の暮らしに楽しさや潤いをもたらしてくれます。

世田谷区では、区民の皆さんに野菜や花づくりを楽しんでいただくとともに、地域の農業や農地への関心を深めていただくため、「ファミリー農園（区民農園）」を開設しています。ファミリー農園は、身近な農業体験の場であるとともに、みどり豊かなまちづくりにもつながっています。

2. ファミリー農園のご利用方法

区内には22のファミリー農園があり、農園内を約10㎡の区画に分けて、利用していただいています。

令和8年度は、新規に2園が開園します。



（1）利用期間

令和9年3月1日から令和11年1月31日まで（1年11か月）

※利用者の途中辞退により、繰り上げ利用となった場合は、利用期間が異なる場合があります。

※原則、利用期間の途中で辞退することなく継続してご利用いただける方がお申込みください。

（2）利用できる人

次の①、②のどちらかに該当しなければなりません。

①世田谷区に住民登録があり、年間を通じて区画を適切に管理できる世帯。

※ご自身もしくは世帯の方が定期的に耕作や除草管理を行う必要があります。

②区内の保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、学童クラブ、福祉施設等の教育または福祉を目的とする団体。

※該当する団体で利用を希望する場合は、直接、都市農業課までお問い合わせください。

（3）利用できる時間

日の出から日の入りまで

※近隣の方にご配慮をお願いします。
特に早朝に資材や器具等を使用する際の物音や話し声にはご注意ください。

（4）使用料

19，550円（1年11か月分）

※使用料は一括前払いとなります。

※生活保護受給世帯は使用料が免除となります。

ファミリー農園は利用希望が多く、区画の利用者決定にあたり抽選を行っています。利用を希望される方は、次以降のページもご確認ください。



世田谷区農業PR大使「おく丸くん」

世田谷区の農業振興と「せたがやそだち」の野菜・くだもの・花のPR大使として令和7年に誕生しました。

3. 利用者の募集について

(1)応募資格

以下の条件を全て満たす必要があります。

〇ファミリー農園の利用資格(1ページ参照)を有すること。

〇承認された利用期間を通じて区画内の手入れや除草を含め、継続した耕作と管理が可能なこと

〇区内の他のファミリー農園の利用がないこと。

〇他のファミリー農園の利用者待機に登録がないこと。

※別の農園で待機登録されている方が申込んだ場合、その園の待機者登録は無効となります。

応募できる園数は**「1世帯1園のみ」**となります。

(2)待機者登録

抽選の結果、落選した場合、待機登録順位も同時に抽選し、応募いただいた農園の待機者として登録されます。

待機者は、利用辞退や利用期間満了に伴う利用者の入替え等により空き区画が生じた場合に、待機登録順位に応じて、繰り上げして利用いただくことになります。

(3)利用者を募集するファミリー農園の一覧

所在地等をご確認いただき、お間違いの無いよう、ご応募ください。

No.	農園の名称	所在地	募集予定数	
1	赤堤二丁目ファミリー農園	赤堤2－39－9	25区画	
2	第二上用賀ファミリー農園	上用賀6－6－20	4区画	
3	中町二丁目ファミリー農園	中町2－27－13	33区画	
4	中町2－17ファミリー農園	中町2－17－19	19区画	
5	祖師谷六丁目ファミリー農園	祖師谷6－15－11	29区画	
6	千歳台二丁目ファミリー農園	千歳台2－14－20	68区画	
7	砧五丁目ファミリー農園	砧5－9－18	46区画	
8	成城八丁目ファミリー農園	成城8－7－23	12区画	
9	喜多見四丁目ファミリー農園	喜多見4－32－1	58区画	
10	岡本前耕地ファミリー農園	岡本2－15－35	11区画	
11	南烏山一丁目ファミリー農園	南烏山1－12－31	74区画	
12	上祖師谷二丁目ファミリー農園	上祖師谷2－31－7	76区画	
13	弦巻5－21ファミリー農園	弦巻5－21－4	42区画	新規開園
14	上祖師谷2－32ファミリー農園	上祖師谷2－32－5	32区画	新規開園

(4)待機者を募集するファミリー農園の一覧

こちらの農園は利用者ではなく「待機者」の募集となります。

No.	農園の名称	所在地	
1	第二赤堤二丁目ファミリー農園	赤堤2－27－8	待機順位3以降の募集

(5)応募期間と応募方法

令和8年11月1日(日)から令和8年11月30日(月)まで

次のいずれかの方法でご応募ください。

(1)インターネットにて株式会社マイファームの専用ページから応募。

(2)はがきに下記の①～⑥を記載して郵送。

①希望農園名、②代表者氏名・ふりがな、③住所、
④世帯員全員の氏名、⑤電話番号、⑥メールアドレス

郵送先

株式会社マイファーム(〒108－0073, 東京都港区三田2－14－5－508)

(6)利用開始までのスケジュール(令和9年3月利用開始)

応募 11/1(日)～11/30(月) ▶ 抽選 12/19(土) ▶ 抽選結果通知 1月中旬頃(予定) ▶ 利用申込み 1月下旬～2月上旬頃 ▶ 利用開始 3/1(月)～

落選した場合・・・

利用待機 ▶ 利用辞退の発生 ▶ 利用開始or待機継続

利用待機 ▶ 利用者の入替え ▶ 利用開始or待機順位更新



待機順位によっては、次回入替時に利用できないこともございます。待機者数等の問い合わせは受け付けておりません。

抽選会

令和8年12月19日(土)午前10時～

世田谷区役所三軒茶屋分庁舎(世田谷産業プラザ)3階　大会議室にて公開抽選を行います。

抽選会の参加は任意です。

※抽選結果について、電話・メール等での個別確認は受け付けておりません。
抽選結果書類発送以前に結果を確認されたい場合は、抽選会にお越しください。

抽選結果の通知

令和9年1月中旬頃に抽選結果を通知します。

※落選の場合は、抽選結果とともに、農園の待機者番号を通知します。

4. ファミリー農園の利用にあたって

(1)利用期間の補足事項

ファミリー農園は、土地の所有者から無償でお借りした土地で区が運営しています。そのため、所有者の事情により返還の申し出があった場合は、利用期間の途中であっても、農園を利用できなくなることがあります。また、返還の申し出があった農園に待機登録をしていた場合は、待機登録が無くなります(他の農園の振替は行いません)。

あらかじめご了承いただいた上で、お申し込みください。

(2)利用にあたってご用意いただくもの

種、苗、肥料、園芸資材の提供はありませんので、利用者ご自身で用意ください。
共用の農機具(クワやスコップ、ジョウロ等)は各農園にご用意しております。

(3)残渣(ざんさ)やゴミについて

農園内に残渣(ざんさ)やゴミ置き場は設けておりません。ファミリー農園の利用に伴うものであっても、各自で持ち帰っていただきます。近隣のごみ集積場やコンビニエンスストア等に廃棄することのないようにお願いいたします。

(4)ファミリー農園で利用できない作物・資材について

①樹木類(果樹含む)や竹類は、周辺区画の利用に影響するため禁止しています。
※堆肥づくりも禁止しています。
※植付けが確認され次第、伐採、伐根、撤去していただきます。
②2mを超える背丈の作物や仕立て方に関しては、これを禁止しています。
※ブルーベリー、オリーブなどの果樹、青パパイヤなどの大きな作物の植付もできません。

(5)農薬の使用について

農薬使用は禁止していませんが、周辺が住宅地であることや、他の利用者との共同利用施設のため、使用ルールを定めています。詳細は利用決定の際にお知らせします。

(6)利用期間終了後の対応について

利用期間が終了した場合や、利用を辞めざるをえなくなった際には、作物や資材を片付けて区画を原状(土だけの状態)に戻していただきます。

5. 違反事項

世田谷区では、下記の事項を違反事項として定めています。応募の前に事前にご確認いただき、利用する際に違反することがないようにしてください。

(1)禁止作物の栽培、農園で栽培したものの販売、営利目的の利用。
(2)農園利用の権利を他人へ譲渡したり転貸すること。利用承認者以外の利用。
(3)区画外への耕作資材の置き去り、塀や柵への資材等の立てかけ。
(4)土地の形質の変更、工作物の設置。
(5)農園内での火気の使用。飲酒。近隣住民や利用者への迷惑行為。
(6)ホースを使った散水、共用農機具の放置。
(7)自動車での通園。

6. Q&A



自宅から利用募集をしている農園までの距離が遠いです。
自動車で通園したいのですが。

自動車での通園は禁止されています。近隣の方への騒音にもなりますので自動車での通園はご遠慮ください。





体調面で不安があります。自身の体調が悪くなって農園の利用が難しくなったら、子に利用させたいです。

お子様と同一世帯であるかご確認ください。
お子様が、ご自宅に住んでいても世帯が同じとは限りません。住民票等で同一世帯であることをご確認の上でお申し込みください。
また、農園は承認された利用期間中、区画内の手入れ、除草、継続した耕作と管理が必要です。ご家族とよくご相談いただいた上で、ご応募ください。





私は野菜づくりの初心者なのですが、近所に野菜づくりに詳しい人がいます。管理は自身が中心に実施しますが、時折手伝ってもらいたいです。

ファミリー農園は利用申込者とその世帯員のみの利用に限ります。
ファミリー農園では、LINEでの栽培相談や、野菜づくり教室を開催していますので、ご活用ください。





私は別のファミリー農園を利用しており、令和9年1月末までで利用期間が終わります。このタイミングで新規の農園利用に応募できますか？

別のファミリー農園の利用期間が令和9年1月末までであれば、応募することができます。



7. お問い合わせ先

世田谷区立ファミリー農園は、運営及び管理を株式会社マイファームに委託しております。ご不明な点等については、株式会社マイファームにご連絡をお願いします。

TEL：0120－975－257（平日の午前9時～午後4時まで。土日祝、年末年始除く）
MAIL：setagayafamilynouen@myfarm.co.jp